

【みなし配当について】



税務部：又平一樹 また ひら かずき

いつもニュースレターをお読み頂き、ありがとうございます。
税務部の又平一樹です。

今回は、会社が自社の株式を株主から買い取る際に生じる税法特有の考え方、「みなし配当」について、概要を簡単に解説させていただきたいと思います。

Q1 . みなし配当って何! ?

会社は決算において、利益が生じたのであれば、納税後の残った利益(課税の済んだ利益)の一部を株主に還元します。これを配当と言います。

そして、納税や配当をしても、まだ残った利益については会社内に蓄えられ、会社の純資産が増えていくこととなり、会社が成長していきます。

純資産が増えると、株価も上がります。株価が上がりますと、会社が自社の株式を買い取る際の購入価格は、株主が出資してくれた金額よりも大きい金額となります。

この**大きくなった部分は**、会社内に蓄えられた利益に他なりません。買い取りによりそれが株主に還元されれば、株主総会の決議を経て行う配当とは形式的には違いますが、**本質的に配当と同じだと考えられます。これを「みなし配当」といいます。**

Q2 自社の株式を取得すると必ずみなし配当が生じるの?

そんなことはありません。みなし配当は、あくまで課税の済んだ利益が自己株式の購入等により株主へ還元されることを言いますから、当初の**出資金額より低い金額で自己株式を買い取った場合には**課税の済んだ利益の還元はないので、**みなし配当は生じないこととなります。**

具体例をあげますと次のようになります。

A社が当初10万円を出資してくれたBさんから株式を買い取りました。A社は、Bさんからの資本金を元手に利益を上げ、納税や配当を済ませ、純資産が増えているためその購入価格を12万円としました。この場合、A社からみれば、**差額の2万円については蓄積された利益を含む純資産を株主に渡したわけですから、株主であるBさん側でみなし配当が生じることとなります。**

反対に、A社がBさんから9万円で買い取れば、蓄積された利益は社外に出ることはなく、みなし配当は生じないこととなります。

また、自社の株式を市場から購入した場合についてもみなし配当は生じません。

Q3 みなし配当が生じたらどうなるの?

次のそれぞれの区分に応じ、次のような取り扱いとなります。

【株式を買い取った法人側】

みなし配当は所得税法上の配当所得に該当するため、購入代金の支払者(自己株式を取得した側)が支払いの際、所得税を源泉徴収(上場企業株式 7.147%、非上場企業株式 20.42%)し、翌月10日までに納付しなければなりません。

【株式を売った側】

①法人の場合

みなし配当は受取配当金として処理され、一定の方法により計算された金額が所得からマイナスされます。なお、源泉徴収された所得税額については、法人税額から控除することができます。

②個人の場合

みなし配当は配当所得となり、配当控除を受けることができます。

今回は法人が株主から自社の株式を買い取った場合を例に挙げましたが、これ以外の場合についてもみなし配当が生じる取引はあります。また、実際の適用に関しては、気をつけなければならない点や慎重な判断を要することが多々ありますので、詳細は弊社担当者までご連絡いただければと思います。